

~老齢年金の受給資格期間および年金額を増やしたい方へ~

●60歳以上の任意加入制度

老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない場合や、40年の保険料納付済期間がないため老齢基礎年金 を満額で受け取れない場合に、60歳を過ぎたあとも国民年金に任意加入することで、受給資格期間や受給額 を増やすことができます。

①受給資格期間を満たしたい場合 ・・・・申込日から70歳まで加入することができます

②老齢基礎年金額を増やしたい場合・・・申込日から65歳まで加入することができます

●付加保険料

付加保険料は、申込みの月から国民年金保険料に月額400円(定額)を上乗せして納めることで、年金を 受け取る際に「 200円 × 付加保険料納付月数 | で計算された金額が、「付加年金| として毎年の老齢基 礎年金に上乗せして受け取ることができる制度です。

しかも、納付した分は2年間年金を受け取ることでもとがとれ、その後も受け取っている間は付加年金も継 続して受け取ることができるので、**非常にお得です!**

(例) 月額400円の付加保険料を10年間(120か月)納付した場合の付加年金はどうなる? 支払総額は「400円×120か月=48,000円」となり、

上記計算式から、1年あたりの付加年金額は

「 200円 × 120か月 = **24,000円** 」が受け取れ、2年でもとがとれます!

※国民年金基金に加入中の方や、保険料の免除・納付猶予を承認されている方などは、付加保険料の申込みが できませんので、ご注意ください。

○新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする国民年金保険料免除について

新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難となった場合の臨時特例として、国民 年金保険料の特例免除申請受付手続きを行っております。詳細につきましては次の連絡先まで問合せ願います。

申込み・問合せ 小樽年金事務所 国民年金課 ☎0134-23-4236 福祉課 福祉グループ **☎21-2120**



新型コロナウイルス感染症による介護保険料の減免

新型コロナウイルス感染症拡大を受け、次の要件を満たす方は介護保険料の減免を受けられます。

- ■対象要件
 - ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った方
 - • 全額免除
 - ②新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入ま たは給与収入(以下「事業収入等」という。)が減少し、次のアおよびイに該当する方
 - · · · 一部免除
 - ア 世帯の主たる生計維持者の令和3年中の事業収入等のいずれかの減少額が令和2年中の当該事業収 入等の額と比べ、3割以上減少していること。
 - イ 世帯の主たる生計維持者の減少している事業収入等に係る所得以外の令和2年中の所得の合計額が 400万円以下であること。
 - ※事業等の廃止や失業の場合には、令和2年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料の全部が免 除になります。

※年金収入のみの方は上記②の対象になりません。

- ■対象期間 納期限:令和3年4月1日~令和4年3月31日
- ■申請期限 <u>令和4年3月31日(木)まで 【必着】</u>
- ■**申請書類** · 介護保険料減免申請書
 - ・令和2年中および令和3年中の収入のわかるものの写し(源泉徴収票、確定申告書の控え等)
- ■申請方法 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、原則、郵送となります。

申請の際は必ず事前に電話で問合せください。

申込み・問合せ 保険課 介護保険グループ ☎ 21-2119